



男も家事を、女も公民として
母親學級の開設方針を轉換

昭和二十二年八月二日(金曜)

文部省勧業教育局

「みんなが自ら時に自分のことは自分でする権を持つことが民主主義なら誰も争うべき先み物や眞理の権利は自分でやつて貰つてもいいことですね」、母親學級に舞つた母親達の特色い氣持は、女は家事を守つて洗濯と料理に目を據すものといつた生活からの解放を曉び、実際に今ける男女問題を主張しつつある。

母性的な日本の家庭制度から女性を解放する間に、女性の自覺と男性の理解に基く相互の協力が要求せられるとき、從來文部省で実施してきた家庭教育の場である母親學級の問題も、既に就職や育児の面の改善のみならず、全般的的婦教の向上に於ける影響が問われる、女性も女性も平等に相互の立場を理解し、お互の立場を要求させ語り、獨立の社会人としての教養を高めてゆく様に取扱してゆかなければならぬ。

この年先に於て文部省ではかねて母性學級を整備し社會の婦人をあげて育たが、次年更により更に之を推進し、母性は婦教の一環として、單親教育を目標に、婦人のみでなく男子或人にもこれを及ししてこの指導を開始する方針である。従つて今後は男女共の「母性學級」へ「父兄學級」へ或は「成人學級」等の名稱のものもあるはれることと思はれる。

今本年度は全島凡そ一千種類の婦民學校、青年學校等に之を母性學級する外、特にこの施設の普及充實に資する爲、東京、神奈川、千葉、

昭和二十一年七月三十日

文部省社會教育局長

昭和二十一年度婦人教養施設「母親學級」を擧行することとし、本省に於ては豫て児童の両親の教育の爲に學校施設を活用することとし、婦人教養施設「母親學級」を都道府縣に委嘱實施し、講師者の格段の御配意により、施設の普及充實上實績見るべさるものがあつたが、本年度は戦後内外情勢の重大なる變化、特に婦人の地位・勤務の時期的向上を期すべき新事態に鑑みて、施設の方針・内容及運營方法等全般に亘つて、新たな構想の下に之が刷新充實を圖る必要があると思ふ。就ては左記御参照の上、各都道府縣の實情に即して、自由活潑に創意と工夫に満ちた學級の開設を進められるやう其の企畫・運營に遺憾なきを期せられたい。

記

一、從來單なる學校擴張事業であつたこの施設はただに母親のみならず両親の教育の爲に利用せらるべきであり、特に今後の施設の目標としては、各人の公民的自覺の徹底に努め、時代の要請に應じて男女均等の立場から婦人地位の向上を期するところに主眼を置くべきこと。
二、教養内容としては(1)民主主義の解明に關するもの、(2)公民的識見の涵養に關するもの、(3)科學・思想・文學・藝術及宗教等文化の諸領域に關するもの、(4)家政・生活及職業の合理的指導に關するもの、(5)兒童教育又は家庭教育に關するもの、(6)保健・衛生及體育に關するもの、(7)其他趣味・娛樂に關するものなどを地方の實情に即して適宜安排し、且つ懇談・實習及見學などの方法によつて成るべく具體的に取扱ふこと。
三、この施設は學校擴張事業として實施されるものであるが、其の運營に關しては、今後出來る限り、市町村民が自らの責任に於てその教養と實踐力を培ふ立場から、之が企劃・運營等の全般に亘つて自主的に施設を推進させてゆくやうに圖ること。
四、開設場所に關しては從來通り各管下の國民學校、青年學校又は中等學

校等に委嘱實施して差支ないが、別途發社一二二號通牒によつて公民

館又はその分館等の設けられる町村にあつては、その指導的の事業と
しても、この學級を開設するやう配慮せられたいこと。

四 施設の名稱に關しては必ずしも「母親學級」又は「入學級」といふ名稱を固執する方程はなく、「父兄學級」或は「成人講座」等と

呼ぶ方が參加者の範圍やその教養内容から見て、より一層適切と考へられる場合は、それぞれ適切な名稱を用ひて差支ないこと。

五 尚この施設は特に婦人に限ることなく、町村内で教養を求める者があれば誰にでも開放するやう考慮せられたいこと。

六 おほむね五十名程度の學級を編成して毎月一定の日時を選んで開設することとし、特に教育の能率と效果から見て一年間繼續實施することが必要と思はれるから、最繁期等は別として、大體この方法に準據せられたいこと。
学級

七 各管下に於ける本施設全體の内容の充實とその運營方法の適切を期すためには、その管下内の適當な箇所を選び特に研究的に母童學級を經營して、その研究結果を更に管下の施設全體に及ぼすやうにすることが肝要であるから、この點について各都道府縣それぞれ適切な方途を講ぜられたいこと。

尙別項模範母親學級經營の經費を本省より令達される關係都縣一埼玉、千葉、東京、神奈川、靜岡一に於ては、本省と十分御連絡の上右の趣旨

八 対施設經營の經費は學校に交付するものであつて、母の會其の他の私的有關體に分配してはならぬこと

九 實施に先立て、それぞれ管下の本施設關係者を會同して施設の起

旨、内容及運營方法等を中心いて十分研究協議を遂げられたいこと。

十 實施計畫書、實施報告書は別紙様式(一)又は(二)によつて之を作成し、計畫書は實施前、報告書は終了後それぞれ本省に提出せられたいこと。

十一 右の報告書には、成るべくその都道府縣の方針、經營上の特色、實施後の反省事項或は本省への希望事項等をも附記せられたいこと。

十二 特に學級經營の模範的なものについては、詳細な參考資料をも添附するやう取計られたいこと。

尙管下の全國民學校、全青年學校等に實施の場合は、就評・開設箇所數など報告事項を簡略にせられて差支ないこと。

十三 施設の課程修了に當つて、修了證書交付の必要ある場合は、出席率凡そ八割を標準として、別紙様式(三)に準據して之を交付せられたいこと。

十四 本年度本省より支出する經費は左の通りであること。

(一) 母親學級一又は父兄學級一

一學級 五〇圓

學級分

圓

(二) 模範母親學級 一又は模範父兄學級 一

右經費は追而貴官に關係各學校宛に支拂することを委任する。

備考

尙本施設の經費に關しては、都道府縣・開催地市町村・其の他團體等に於ても成るべくこれを分擔するやう配慮の上、實情に鑑じて多寡斟酌設し、且つ内容の充實を圖るやう格段の努力を煩はしたいこと。

別紙様式(一)

昭和二十一年度母親學級（他の名稱を用ひた時は其の名稱）開設豫定報告

都道府縣名

場所及會場	日 時	講義題目	時間數	講師職氏名	學級生數	經費概算	備 考
其の他關係施設							

別紙様式(二)

昭和二十一年度母親學級（他の名稱を用ひた時は其の名稱）實施報告

都道府縣名

場所及會場	開催日時	講義題目	時間數	講師職氏名	學級生數	謝金	雜費	總計	備 考
其の他關係施設									

別紙様式(三)

修了證書（書式）

何某

昭和二十一年度文部省委嘱の母親學級（又は成人學級）において所定の項目を修了したことを證明す

年 月 日

都道府縣名